

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和元年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（建設部建築課）

監査実施期間 平成30年 9月12日から
平成30年10月19日まで

豊川市監査公表第32号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 現在、単年度で契約している業務委託に関して、経費節減や事務の効率化の観点から、長期継続契約への変更の可能性について検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 市営住宅のエレベーター保守点検委託3件（御油住宅、諏訪西住宅・八幡住宅B、穂ノ原住宅）において、平成31年4月1日から3ヵ年の長期継続契約を結んだ。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年4月12日現在のものである。